

令和8年度 高等学校等学び直し支援金 申請手続きのお知らせ(東京都内の私立高等学校等に通う生徒向け)

高等学校等学び直し支援金は、高等学校等を中途退学した方が、再び都内の私立高等学校等で学び直す際に、高等学校等就学支援金の支給終了後も、継続して授業料に対する支援を受けられる制度です。(卒業までの最長12月(定時制・通信制は最長24月))

令和8年度より新制度になりましたので、昨年度申請していた方も含め申請が必要です。

※初年度の申請受付は、**令和8年10月13日(火)**からの予定です。



01 制度概要(国籍・在留資格により3つの区分に分かれます。)

① 就学支援金新制度対象者(日本国籍・特別永住者等)

◆ **所得制限なし**で、**337,200円/年**を上限として支給

② 就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒 (令和8年4月以降に新たに学び直し支援を受ける方(留学生除く))

◆ 世帯年収590万円以上910万円未満の生徒の場合、**118,800円/年**を上限として支給

◆ 世帯年収590万円未満の生徒の場合、**297,000円/年**を上限として支給

③ 就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒 (令和8年3月末に学び直し支援を受けていた方(留学生含む))

◆ 世帯年収590万円以上の生徒の場合、**118,800円/年**を上限として支給

◆ 世帯年収590万円未満の生徒の場合、**297,000円/年**を上限として支給

※在学校の授業料(減免のある場合は、減免後の額)が上限となります。

※全日制・定時制・通信制(学年制)の学校において、上記の額が支給されます。

通信制(単位制)の学校における支給上限額は以下のとおりです。

337,200円/年→13,668円/単位 297,000円/年→12,030円/単位 118,800円/年→4,812円/単位

※学年制の学校において、就学支援金の支給を受けている期間は、学び直し支援金は支給されません。

※単位制の学校において、年間支給上限単位数は30単位です。また、同一年度中に就学支援金と学び直し支援金を並行して支給する場合も、就学支援金の支給対象単位数と学び直し支援金の支給対象単位数を合計して30単位までが支給の対象となります。

02 対象者

以下の要件を全て満たす方が対象となります。

○日本国内に住所を有し、高等学校等(修業年限3年未満のものを除く)を卒業又は修了していない方

○高等学校等を中途退学し、平成26年4月以降に学び直し支援金の対象校へ転入学・編入学・再入学した方

○高等学校等の在学期間が通算36か月(定時制・通信制は48か月。就学支援金支給停止期間を除く)

を超えている方。又は、単位制の高等学校等で、就学支援金の支給対象単位数が上限(74単位)に達している方

○学び直し支援金の支給済期間が通算して12か月未満(定時制・通信制は24か月未満)である方

なお、単位制の高等学校等に再入学等した方は以下の要件も満たす必要がございます。

○当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数を合算した単位数が74単位を超えていない方

そのほか、国籍や在留資格に関する要件がございます。

詳細については、下記の二次元コード又はURLより、東京都私学部のホームページをご確認ください。



(東京都私学部ホームページ)

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/hogosha/seido/highschool/0000000076/0000001032>

(裏面に続きます。)

03 申請方法

- (1) 学び直し支援金の対象となる方には、在学する学校から「LoGoフォーム入力マニュアル」と「申請番号通知」が配付されます。
- (2) 内容を確認の上、以下の必要書類をお手元にご用意ください。
- (3) 「申請番号通知」に、申請に必要なLoGoフォームのURLと二次元コードが記載されていますので、パソコン又はスマートフォンでLoGoフォームへアクセスしていただき、必要事項を入力してください。
- (4) 学校が定める期限内に、LoGoフォームの入力を完了させてください。
※期限後の申請の場合、学び直し支援金を支給できない可能性がございます。



04 必要書類

申請に当たっては、以下の書類が必要となります。

なお、詳細については、表面の二次元コード又はURLより、東京都私学部のホームページをご確認ください。

私立高校等 (外国人学校除く)	生徒の国籍・在留資格	国籍・在留要件の確認書類	世帯年収の確認書類※2
	日本国籍		
	特別永住者	住民票の写し※1又は (特定)特別永住者証明書	
	永住者、日本人の配偶者等、 永住者の配偶者等	住民票の写し※1又は(特定)在留カード (在留期間の延長申請に係るメール)	
	定住者、その他(留学等)		
家族滞在	住民票の写し※1又は(特定)在留カード (在留期間の延長申請に係るメール) (日本の小中学校の卒業証書又は、卒業証明書)	就学支援金新制度の対象とならない方 令和7年度課税証明書 令和8年度課税証明書	

外国人学校	生徒の国籍・在留資格	国籍・在留要件の確認書類	世帯年収の確認書類
	日本国籍		令和7年度課税証明書 令和8年度課税証明書
	特別永住者	住民票の写し※1又は (特定)特別永住者証明書	
	永住者、日本人の配偶者等、 永住者の配偶者等、定住者、 その他(留学等)、家族滞在	住民票の写し※1又は(特定)在留カード (在留期間の延長申請に係るメール)	

※1 国籍・在留資格・在留期間の記載があり、また、マイナンバーの記載がないものがが必要です。

※2 以下のいずれかに当てはまる場合は、就学支援金新制度の対象外のため、世帯年収の確認書類が必要です。

- ・定住者のうち、将来永住する意思がない場合
- ・その他の在留資格に該当する場合(留学等)
- ・家族滞在のうち、卒業後日本での就労・定着の意思がない場合
- ・家族滞在のうち、日本の小学校又は中学校を卒業していない場合

05 お問い合わせ

ご不明な点等ございましたら、東京都私学就学支援金センター又は在学する学校にお問い合わせください。

東京都私学就学支援金センター(平日 午前9:15～午後5:00)

☎03-6743-5011